2017/11/16

顧問先各位

１１月も半ばを過ぎ今年も残すところひと月半となりました。今年の年末調整事務は前年とほとんど変わりはありませんが、事務がスムーズにいくように確認しておきたいポイントを見ておきましょう。

年末調整とは年末に一年の給与総額から給与所得を計算し、そこから各種所得控除を差し引いて税率をかけ所得税を算出して、源泉徴収分との過不足の精算を行う作業ですが、各種控除額をもれなく計算するためには必要な資料を適正に提出していただかなければいけません。

まず税務署から扶養控除等申告書や法定調書合計表等が入った年末調整関係の書類が送付されてきていると思いますが、その中にある平成 30 年分給与所得者の扶養控除等申告書を従業員数分印刷していただき、各従業員に配って記入をしてもらいます。加えて年末調整に必要な生命保険の控除証明書や住宅ローン借入金年末残高証明書なども、各従業員から提出をしてもらっておいてください。

年末調整の準備資料

1. 平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の作成

→ 別紙の記載例を参考にして、各従業員さんに「氏名」「住所」「生年月日」「世帯主の氏名と続き柄」そして「マイナンバー」を記入してもらいます。また配偶者や扶養親族がいる場合は、各欄にその家族の情報も記入していたきます。

2. 平成 29 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書の作成

→ 社会保険料、生命保険料、地震保険料、小規模共済等掛金など所得控除となるものの支払額を記入していただきます。また配偶者の給与収入が 103 万円以上 141 万円未満である場合には配偶者特別控除が受けられますので、その配偶者の所得金額についても確認を行います。

3. 給与所得に対する平成 29 年分所得税源泉徴収簿

→ １年間の給与・賞与の金額と各種控除による年末調整を行ない、年税額の計算をします

上記の１の平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書については、現在給料を受給しているすべての方について作成していただくようお願いします。また年内に住所や扶養親族数に変更があった場合には、その異動年月日と異動の理由をお知らせください。2と3については、上記の控除証明書等をお預かりして確認いたしますが、配偶者や扶養親族に所得がある場合にはその金額をお知らせください。また社会保険以外の国民健康保険や国民年金を支払っているときは、1 月から 12 月までに支払った金額をお知らせいただき、障害者控除に該当する扶養親族がいる場合には、障害者手帳などのコピーもお願いいたします。

※年末調整事務計算の都合上、12 月末までに支払う給与（賞与）等の金額を早めにお知らせいただくようお願いいたします。

2017/11/21

ご準備しておいていただく証明書類

＊ 平成 29 年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料の金額がわかる資料
（※社会保険に加入していない場合）
＊ 生命保険料・介護保険料・個人年金保険料の控除証明書（生命保険会社から送付されます）
＊ 地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書（損害保険会社から送付されます）
＊ 小規模企業共済掛金（iDeco分も含む）や心身障害者扶養共済制度の掛金の支払証明書
＊ 税務署から送付されている平成 29 年分住宅借入金等特別控除証明書と金融機関が発行する住宅借入金の年末残高等証明書 （※ただし住宅ローン控除のある人のみ）
＊ 中途入社の方で年末調整を行う人がいる場合は前職の会社の源泉徴収票

また次の方については年末調整を行うことができません
・ 本年中の主たる給与の総額が 2,000 万円を越える人
・ 年末調整を行なう日の前日までに扶養控除等申告書を提出していない人
・ 2 ヵ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人
・ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用している人

なお医療費控除、寄付金控除、初年度分の住宅ローン控除については年末調整でなく確定申告で計算を行いますので、対象の方がいる場合には当事務所までお知らせください。

小松原税理士事務所

平成 30 年分　給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

２か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

平成 30 年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

麹町 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	株式会社　○○○○	（フリガナ）あなたの氏名	サトウ　カズオ　佐藤　和夫	あなたの生年月日　昭・大 42 年 10 月
	給与の支払者の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5	個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	世帯主の氏名　佐藤　和夫
板橋 市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区霞が関3			あなたとの続柄　本人

あなたの個人番号を記載します。

国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて１年以上国内に居所を有しない親族

年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金額等を追記します（送金関係書類等の添付等が必要です。）。

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください。）

扶　給与の支払者受付印

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号 あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族（昭24.1.1以前生）・特定扶養親族（平8.1.2生～平12.1.1生）・非居住者である親族・生計を一にする事実	平成30年中の所得の見積額	住所又は居所
A 源泉控除対象配偶者（注1）	サトウ　ヨウコ 佐藤　洋子	2 2 3 3 4 4			70,000 円	東京都板橋区大山東町35-1
B 控除対象扶養親族（16歳以上）（平15.1.1以前生） 1	サトウ　マモル 佐藤　茂	子	明・大 昭・平 9・2・4	□ 同居老親等 □ その他 ☑ 特定扶養親族 ○	0 円	1234　Kokuzei Street, ・・・USA
2		3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8				
3	サトウ　タカオ 佐藤　隆雄	子	明・大 昭・平 14・3・30	□ 同居老親等 □ その他 ☑ 特定扶養親族		
4		4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9			300,000 円	
		父	明・大 昭・平 15・5・8	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族		
			明・大 昭・平 ・・	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族		

【源泉控除対象配偶者】あなた（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人が源泉控除対象配偶者に該当します。

「A」欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。
※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満（平成８年１月２日～平成12年１月１日生）の場合にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です。）。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上（昭和24年１月１日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき　⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき　⇒「その他」

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成15年１月１日以前生）の扶養親族を記載します。

【源泉控除対象配偶者】
所得の見積額が85万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。
【控除対象扶養親族】
所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。

（参考）
①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

給与等の収入金額	所得金額
11,200,000円	9,000,000円
1,500,000円	850,000円
1,030,000円	380,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	850,000円
	1,080,000円	380,000円
65歳以上	2,050,000円	850,000円
	1,580,000円	380,000円

C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	□ 寡婦
	☑ 障害者				
	一般の障害者			☑（1人）	□ 特別の寡婦
	特別障害者			（　人）	□ 寡夫
	同居特別障害者			（　人）	□ 勤労学生

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、（　）内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

左記の内容　佐藤隆雄、身体障害者3級　身体障害者手帳　平成25年4月11日交付

左記の障害者等に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

（注）1　源泉控除対象配偶者とは、所得者（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。
2　同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。

【同一生計配偶者】
あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。
同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満（平成15年１月２日以後生）の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

控除を受ける他の所得者 名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族（平15.1.2以後生）	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	サトウ　マサル 佐藤　勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 16・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		円	
2				平 ・・				
3				平 ・・			円	

年齢16歳未満（平成15年１月２日以後生）の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の３の２第１項及び第２項並びに第317条の３の２第１項及び第２項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

除を受けるために提出するものです。
者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出するのうちの1か所にしか提出することができません。
をお読みください。

※国税庁ホームページより抜粋

平成 29 年分　給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

平成29年分　給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

給与の支払者受付印

所轄税務署長　麹町

給与の支払者の名称（氏名）　株式会社○○○○

給与の支払者の法人番号　2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8

※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。

給与の支払者の住所　東京都千代田区霞が関3－1－1

（フリガナ）あなたの氏名　ワタナベ　タダシ　渡辺　正

あなたの住所　東京都

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

保険金等の受取人はあなた本人又はあなたの配偶者や親族であることが必要です。

保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載してください。

あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険金等の受取人の名称	種類	年金支払期間	契約者の氏名	受取人	あなたとの続柄	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認印
●●生命	養老	10年	渡辺　正	渡辺弘美	妻	新・旧	(a) 25,000 円	
	養老	10年	同上	同上	同上	新・旧	(a) 80,000	
●●生命	介護	10年	渡辺　正	渡辺　弘美	妻		(a) 80,000 円	
■■生命	○○年金	30年	渡辺　正	渡辺　正	本人	新・旧	(a) 90,000 円	
	○○年金	30年	同上	同上	同上	新・旧	(a) 30,000	

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

生命保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	25,000 円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	80,000 円
介護医療保険料	(a)の金額の合計額	C	80,000 円
年金保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	90,000 円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	30,000 円

25,000円×1/2＋10,000円＝22,500円【計算式Ⅰ（新保険料等用）】

80,000円×1/4＋25,000円＝45,000円【計算式Ⅱ（旧保険料等用）】

80,000円×1/4＋20,000円＝40,000円【計算式Ⅰ（新保険料等用）】

90,000円⇒最高40,000円【計算式Ⅰ（新保険料等用）】

30,000円×1/2＋12,500円＝27,500円【計算式Ⅱ（旧保険料等用）】

Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	①	22,500	①+②) ③ (最高40,000円) 40,000 円
Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	②	(最高50,000円) 45,000 円	②と③のいずれか大きい金額 ㋑ 45,000 円
Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	㋺		(最高40,000円) 40,000
Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	④	(最高40,000円) 40,000	④+⑤) ⑥ 40,000 円
Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑤	(最高50,000円) 27,500 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ㋩ 40,000 円

計算式Ⅰ（新保険料等用）※	
A、C又はDの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの全額
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4+20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

計算式Ⅱ（旧保険料等用）※	
B又はEの金額	控除額の計算式
25,000円以下	B又はEの全額
25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

生命保険料控除計（㋑+㋺+㋩）（最高120,000円）　120,000 円

◆地震保険料控除申告書◆

保険会社等の名称	種類	年金支払期間	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者の氏名	地震保険料あなたとの続柄	本年中に支払った保険料のうち、左欄の区分を受けた剰余金等の控除後の金額	給与の支払者の確認印
××火災	地震（建物）	5	渡辺　正	渡辺　正	本人	地震・旧長期 42,000 円
▲▲火災	積立傷害	12	同上	同上		地震・旧長期 14,800

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

㋑45,000円＋㋺40,000円＋㋩40,000円＝125,000円　⇒最高120,000円

14,800円×1/2＋5,000円＝12,400円

地震保険料の金額の合計額＝控除額（最高50,000円）

地震保険料の金額の合計額	Ⓑ	42,000 円	Ⓒ 14,800 円
地震保険料控除額	Ⓑの金額（最高50,000円） 42,000 円	＋ Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ×1/2+5,000円）※（最高15,000円） 12,400 円	＝ （最高50,000円） 50,000 円

42,000円＋12,400円＝54,400円　⇒最高50,000円

◆配偶者特別控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	7,700,000 円（1,000万円を超える場合は申告できません。）
（フリガナ）配偶者の氏名	ワタナベ　ヒロミ　渡辺　弘美
配偶者の生年月日	明・大・昭・平 51・9・4
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	
非居住者である配偶者	生計を一にする事実

配偶者が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です。）。

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します（送金関係書類の添付等が必要です。）。

○　配偶者の合計所得金額（見積額）を次の表により計算してください。

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	①	1,170,000 円	650,000 円	520,000 円（マイナスの場合は0）
事業所得	②			
雑所得	③			

次の①②のように配偶者控除を受けることができる配偶者の合計所得金額が38万円以下又は76万円以上の人は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
①配偶者の所得が給与だけで、その給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である人
②配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、その公的年金等の収入金額が158万円以下又は196万円以上（配偶者の年齢が65歳未満の場合は収入金額108万円以下又は1,513,334円以上）である人

配偶者の合計所得金額（①～⑦の合計額）　A　520,000 円

○　配偶者特別控除額の早見表

A欄の金額	控除額B
0円から 380,000円まで	0円
380,001円から 399,999円まで	380,000円
400,000円から 449,999円まで	360,000円
450,000円から 499,999円まで	310,000円
500,000円から 549,999円まで	260,000円
550,000円から 599,999円まで	210,000円

A欄の金額	控除額B
600,000円から 649,999円まで	160,000円
650,000円から 699,999円まで	110,000円
700,000円から 749,999円まで	60,000円
750,000円から 759,999円まで	30,000円
760,000円から	0円

配偶者の合計所得金額が520,000円の場合、控除額は260,000円になります。

表Bの金額 → 260,000 円

◎この申告書の記載にあたっては、裏面をよくお読みください。

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
				円

国民年金の保険料などのようにあなたが直接支払った社会保険料を記載します。給料から差し引かれた社会保険料は記載しません。

小規模等共済掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	個人型確定拠出年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合計（控除額）	円

（源泉徴収義務者の方へ）支払った保険料等の金額の合計額　や配偶者の合計所得金額　を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

※国税庁ホームページより抜粋